

産業廃棄物処分別業許可証

住所 広島市西区南観音四丁目10番22号

氏名 共栄美装株式会社
代表取締役 沖本 頼政

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實

許可の年月日 令和 3年 2月15日

許可の有効期限 令和 8年 2月14日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (破碎) 以下 余白	金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のあるものを除く。）を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下 余白

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H13. 7. 10	変更許可	H23. 1. 26	更新許可
H13. 11. 15	変更許可	H28. 1. 29	更新許可
H18. 2. 7	更新許可	R 3. 3. 4	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

令和 5年 6月20日 業の一部廃止により書換